

平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申 別添(抜粋)

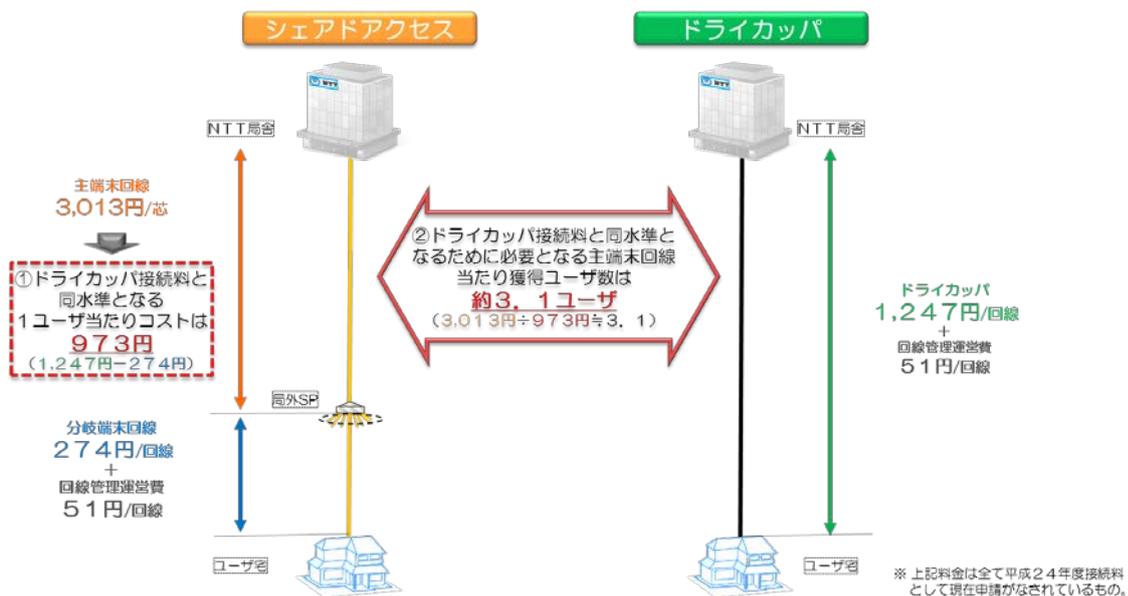
2 二次答申に向けた検討①(分岐単位接続料)

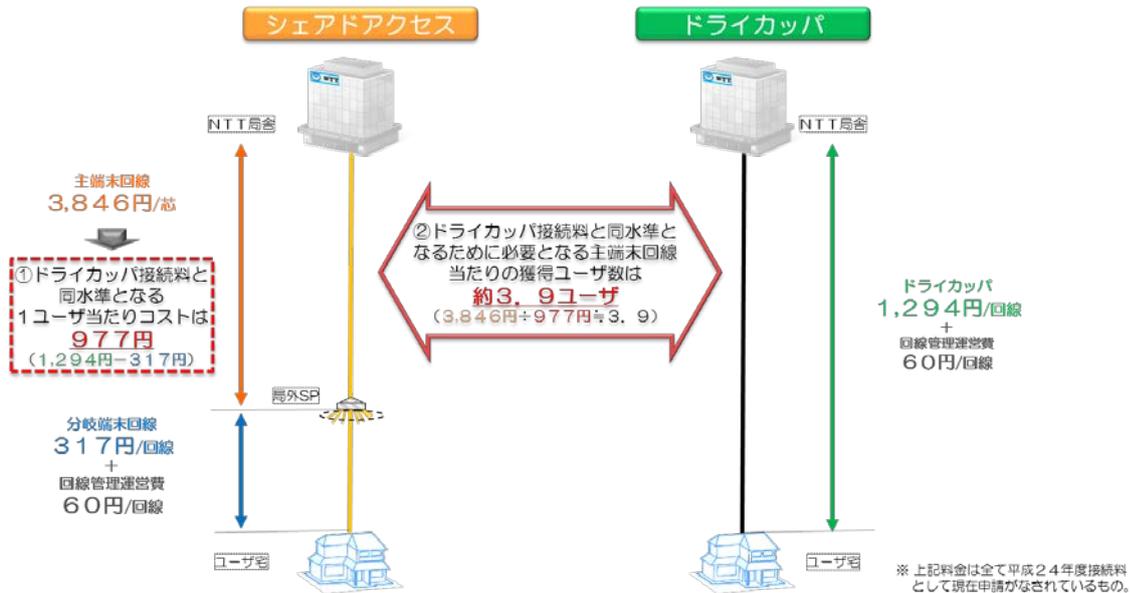
(エ) OSU 専用の検証を踏まえた対応案(エントリーメニュー)

(iii) エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方

エントリーメニューに関する接続料水準及び適用地域については、設備競争とサービス競争のバランスを取りつつ、以下の考え方をとることにより一定の合理性があると考えられる。

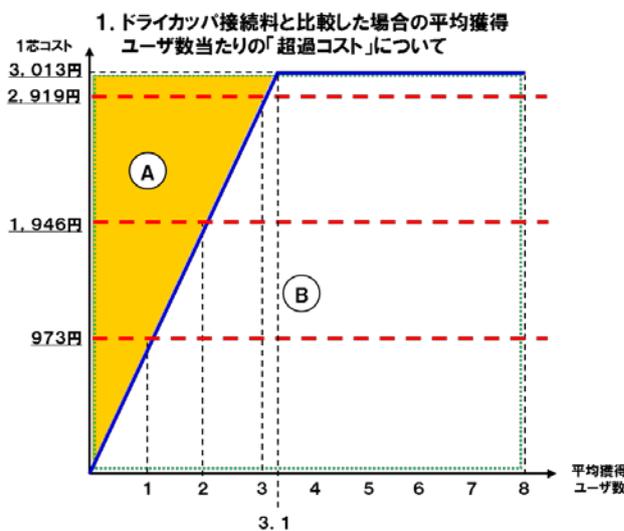
エントリーメニューの接続料水準を検討するに当たっては、まず、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、DSL から FTTH への移行を円滑に進めるためには、少なくとも加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)における1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となる必要があることから、「1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数」を求めることとする。具体的には、主端末回線接続料における1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数を、NTT 東日本の接続料水準に基づき計算すると、約3.1ユーザ、NTT 西日本の接続料水準に基づき計算すると、約3.9ユーザとなる。





次に、主端末回線接続料とドライカップ接続料の1ユーザ当たりコストが同等となる水準（東：1ユーザ当たり973円、西：977円）を超える部分（Aの部分）はドライカップ接続料に比べ「超過コスト」となり、事業者のFTTHサービスへの参入を阻害する要因と見なすことができる（東：3.1分岐、西：3.9分岐を獲得すると超過コストはなくなり、以後は超過利潤が生じる）。これに対して、1芯当たりのコストは東：3,013円、西：3,846円であり、1芯に收容されるユーザ数は0～8までのケースがあることから、全てのケースを網羅した負担すべきコスト総額はBの部分（東：3,013円×8、西：3,846円×8）となる。

したがって、ドライカップ接続料に比べ「超過コスト」となるAの部分を割り引くとすれば、割引率はA/Bとして求めることができる。また、実際に「3.1分岐（西：3.9分岐）まで到達するまでの期間」は事情により様々であることから、超過コスト（Aの部分）は1年目に発生すると看做し、1年目に当該割引率を適用することとする。

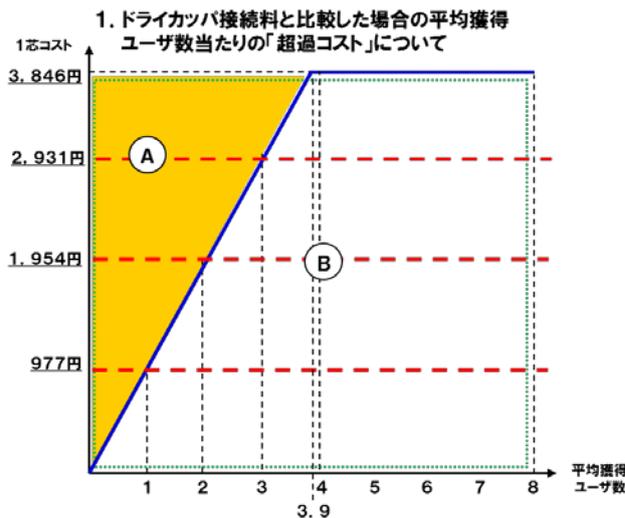


2. ドライカップ接続料との差分を参入阻害要因とみなす場合における主端末回線接続料の割引率について

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{Aの面積} = \frac{3,013 \times 3.1}{2} = 4,670 \\ \text{Bの面積} = 3,013 \times 8 = 24,104 \end{array} \right.$$

面積比による算定

$$\text{A} / \text{B} = 19.4\% \quad (\Delta 584円)$$



2. ドライカットバ接続料との差分を参入阻害要因とみなす場合における主端末回線接続料の割引率について

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{A の面積} = \frac{3,846 \times 3.9}{2} = 7,500 \\ \text{B の面積} = 3,846 \times 8 = 30,768 \end{array} \right.$$

面積比による算定

$$\text{A} / \text{B} = 24.4\% (\Delta 937\text{円})$$

(iv) エントリーメニューの適用地域に関する考え方

エントリーメニューが適用される地域を検討するに当たっては、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、様々な事業者の参入が可能となるよう出来る限り多様な「選択肢」を整備することが望ましく、NTT 東西以外の事業者の FTTH サービスへの参入状況を考慮した上で、ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当である。したがって、具体的には、①接続事業者が既に加入光ファイバ(シェアアクセス)を NTT 東西から接続で借りて FTTH サービスを展開している地域や②他事業者が既に加入光ファイバを自前で構築し FTTH サービスを展開している地域においてまでエントリーメニューを適用することは、必ずしも適当とは言えない。

(v) 想定される適用地域¹

適用地域の選定に用いるデータの入手困難性に鑑み、現時点において、NTT 東西がフレッツ光を提供しているビル(以下「光提供ビル」という。)のうち、

- NTT 東西のシェアアクセスを利用する接続事業者が存在する光提供ビルについては、エントリーメニューの対象から除外(平成 23 年度末までに接続事業者がシェアアクセスを利用する予定の光提供ビルまでを含む)
- KDDI社や電力系事業者といった他事業者が自前で設備構築を行うエリアをエントリーメニューの対象エリアから除外(ただし、現時点で直に対象ビルが把握できないことを踏まえ、一定の推計²を行う)

¹ 実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要となる。

² 以下のとおり推計。

- ・首都圏については他事業者が自前で設備構築を行っている前提として全光提供ビルを対象から除外。
- ・関西圏については電力系事業者の HP に掲載されているサービス提供市町村に存在する光提供ビルを対象から除外。
- ・関西圏以外の西日本エリアについては、各都道府県における NTT 西に対する他事業者の FTTH シェア率を NTT 西の光提供ビル数に乗じることで電力系事業者の参入ビル数を推計。この参入ビル数を上限として、加入者数の多い NTT 西の光提供ビルから順に対象から除外。

した地域をエントリーメニューの適用地域とすることが適当である。その結果対象となる光提供ビル数等は、以下のとおりである。

		NTT 東日本	NTT 西日本
①	光提供ビル数	1,500ビル	1,212ビル
②	エントリーメニューが適用される光提供ビル数	460ビル	385ビル
③	エントリーメニューが適用される光提供ビルの割合	30.7%	31.8%

4 とりまとめの方向性

(イ) (ア)及び光配線区画の課題解決の方向性を踏まえた対応策

なお、光配線区画の見直しやエントリーメニューの導入に当たっては、多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められる。